

事業主のみなさまへ



秋田県と県内すべての市町村から
重要なお知らせです。

県内すべての市町村は、
個人住民税について
**平成26年度から特別徴収を
一斉実施します。**

「所得税は源泉徴収しているけれど個人住民税の特別徴収は
していない」ということはありませんか？

個人住民税の特別徴収は、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者（事業主）が、給与所得者（従業員）に毎月支払う給与から個人住民税を特別徴収（天引き）し、納税義務者である従業員に代わって、各従業員のお住まいの市町村に納入していただく制度です。

地方税法第321条の4の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある給与支払者（事業主）は、
個人住民税を特別徴収していただく義務があります。

特別徴収による納税のながれ



毎年5月に給与支払者（事業主）あてに、「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、毎月の給与からその税額を徴収していただき、給料日の翌月の10日までに各給与所得者（従業員）の住所地の市町村に納入していただきます。

個人住民税 特別徴収 Q&A

Q 今まで特別徴収していなかったのに、なぜ、いまさら特別徴収をしなければいけないのですか？

A 地方税法では、所得税を源泉徴収している給与支払者（事業主）の方は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。これまでも、法律の定める要件に該当する方については、特別徴収をしていただく必要がありました。それが徹底されませんでした。特別徴収義務は法令に基づいて給与支払者（事業主）に課せられているもので、ご理解をお願いします。

Q 特別徴収すると何かメリットはあるのですか？手間が増えるので特別徴収したくないのですが。

A 個人住民税の特別徴収により、金融機関に出向いて納税する手間が省け、納め忘れが無くなるほか、普通徴収に比べ1回あたりの負担感が少なくなるなどの従業員のメリットがありますが、メリットがあるから行うというものではなく、法律上の義務として行わなければならないものです。また、所得税のように税額を計算したり、年末調整をしたりする手間はかかりません。市町村で税額を計算し、給与支払者（事業主）に通知しますので、その税額を従業員の毎月の給与から特別徴収（天引き）し、翌月の10日までに金融機関で納付していただきます。従業員が常時10人未満の事業所の場合、申請により年12回の納期を年2回とする特例制度もあります。

Q パートやアルバイトの従業員も特別徴収しなければいけませんか？
従業員は、普通徴収で納めたいと言うのですが。

A パート、アルバイト、役員等であっても特別徴収していただく必要があります。ただし、給与の支給が毎月ではない等の場合には、特別徴収を行う必要はありません。また、従業員の希望により普通徴収を選択することはできませんので、所得税を源泉徴収している給与支払者（事業主）のみなさんには、特別徴収していただくことになります。